

# JIS

文書管理アプリケーション—  
電子データのアーカイビング—  
コンピュータアウトプットマイクロフォーム  
(COM) / コンピュータアウトプットレーザ  
ディスク (COLD) による長期保存方法

JIS Z 6018 : 2021

(ISO 11506 : 2017)

(JIIMA/JSA)

令和 3 年 4 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	秋山 進	元株式会社デンソー (公益社団法人自動車技術会)
	安部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	市川 直樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	木村 たま代	主婦連合会
	佐伯 誠治	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	寺家 克昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	中川 梓	一般財団法人日本規格協会
	奈良 広一	長野計器株式会社
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	久田 真	東北大学
	藤本 浩志	早稲田大学
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山田 陽滋	名古屋大学
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 27.3.20 改正：令和 3.4.20

官 報 掲 載 日：令和 3.4.20

原 案 作 成 者：公益社団法人日本文書情報マネジメント協会

(〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-1-3 和光ビル TEL 03-5821-7351)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 電子データのアーカイビング	3
4.1 アーカイビング機能	3
4.2 機能仕様	4
5 マイクログラフィックスの選択に関する仕様	4
5.1 選択の原則	4
5.2 マイクロフォームの選択	4
6 マイクログラフィック記録に関する仕様	5
6.1 エンコーディングフォーマット	5
6.2 変換	6
6.3 COM 記録処理	7
6.4 マイクログラフィック処理	9
6.5 作成コントロール	10
6.6 マイクロフォームの複製	10
6.7 マイクロフォームの保存	10
7 記録データの管理	11
7.1 一般	11
7.2 マイクロフォームの識別及び索引付け	11
7.3 COM マイクロフィッシュの索引	13
7.4 16 mm COM マイクロフィルムの索引	14
7.5 35 mm COM マイクロフィルムの索引	15
7.6 COM アパチュアカードの索引	15
8 COM 記録の証拠性	16
8.1 一般	16
8.2 記録データの完全性	16
8.3 マイクロフォームのスタンピング	16
8.4 タイムスタンプ (打刻)	16
9 COM-COLD 並行記録	17
9.1 一般	17
9.2 推奨 COLD 媒体	17
9.3 オリジナルデータの唯一性	17
9.4 並行作成	17

	ページ
9.5 見た目の相似性 .....	17
9.6 COLD 媒体に記録したデータの管理 .....	18
9.7 電子データベース .....	19
10 COM-COLD 並行記録の証拠性 .....	19
附属書 A (参考) 個人情報を含む電子データの COM へのアーカイビング .....	20
附属書 B (参考) COM 処理及びマイクロフォーム .....	22
附属書 C (参考) 銀マイクロフォームの長期保存 .....	28
附属書 D (規定) 証拠として使うために作成するマイクロフォーム .....	31
参考文献 .....	35
解 説 .....	36

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Z 6018:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

文書管理アプリケーション—  
電子データのアーカイビング—  
コンピュータアウトプットマイクロフォーム  
(COM) / コンピュータアウトプット  
レーザディスク (COLD) による長期保存方法

Document management applications—Archiving of electronic data—  
Computer output microform (COM)/Computer output laser disc (COLD)

## 序文

この規格は、2017年に第2版として発行された **ISO 11506** を基とし、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

## 1 適用範囲

この規格は、データの証拠価値を守り、長期の完全性、アクセス性、利用性及び信頼性を確保するために電子データを長期保存する方法について規定する。

この規格で長期 (long-term) とは、1世紀以上の期間保存できることをいう (**JIS Z 6009** 参照)。

この規格は、改ざんが困難な記録であり、かつ、長期保存媒体としての品質が証明されている、薬液処理の白黒マイクロフォームに適用する。選択理由は、この処理による記録は改ざんできず、長期保存媒体としてのマイクロフォームの品質が証明済みのためである。

この規格は、単一の作成ユニットによって、同一のデータからコンピュータアウトプットマイクロフォーム (COM) 及びコンピュータアウトプットレーザディスク (COLD) に出力する並行記録のための手順についても規定する。

この規格は、白黒画像として表現されるテキスト及び二次元グラフィックデータのような多くの異なる形態の電子データに適用する。

次のデータは、この規格の適用対象とはしない。

- 動画又は音声データ